

令和5年度第2回大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会における委員意見に対する大阪市の見解等

NO	委員	ご意見等	大阪市の見解等
議題1 第9期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）」（素案）に対するパブリック・コメント手続きの実施について			
1	永岡委員	資料1「4 公表の方法」の「(1) 公表場所」については、できるだけサービスを利用しておられる方々、地域包括支援センターや事業所等、地域で直接業務に従事しておられる方々の意見を多くいただけるように、掲示、閲覧について工夫をお願いしたい。	計画素案の配架にあたっては、地域包括支援センター管理者会や区社会福祉協議会事務局長会などで、配架依頼を行い、より多くの方からご意見をいただけるよう協力をお願いしてまいります。
その他			
1	大和委員	資料2のP184 および資料3のP32で、3(3)のその他で福祉・介護人材の育成等の「小学生向けの福祉教材を活用した福祉教育の実施により福祉に対する小学生の理解が深まったと感じる小学校教員80%以上」という記述について、大変良い取組だと思いますが、大阪市内の全小学校で実施しているのでしょうか。また教員の80%を目安にしているところを見るとアンケートを実施するのでしょうか。福祉・介護へのイメージ回復のために早期教育が重要であると認識していますので、このような取組の効果については是非しっかりと検証していただきたいと思います。	小学生向けの福祉教材に活用にあたっては、毎年4月に大阪市立の全小学校へ配布するとともに、教員向けに福祉教材の活用状況アンケート調査を実施しております。
2	杉浦委員	介護人材不足を解消するためにも、重症化予防は重要である。薬剤師が早期介入することで、ポリファーマシーなどの薬剤管理を通じて重症化を予防する効果が示されている。したがって、退院時カンファレンスに必ず薬局を同席させるなど、薬局・薬剤師を活用する施策を盛り込み、重症化予防の一助としていただきたい。	薬剤師の早期介入により、ポリファーマシーなどの薬剤管理を通じて重症化を予防することの重要性については本市におきましても認識しております。一方、退院時カンファレンスに参加される職種については、個々のケースにより病院において検討されるものとなっています。
3	杉浦委員	特定検診後の生活指導を地域薬局に委託するなど薬局の活用をお願いしたい。	特定健診後の特定保健指導については「高齢者の医療の確保に関する法律」第18条及び厚生労働省令「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」において規定されており、その基準を満たす機関であれば参入は可能です。大阪市においても基準を満たす薬局がすでに参入をしております。
4	関西委員	認知症施策箇所について ・身寄りのない高齢者一人世帯の認知症症状程度の確認方法と確認後のケア ・ボランティア等でサポート・・・とあるが、近年多発する高齢者家庭訪問時の暴行や金銭トラブル等をどのように防止するか？ 等追記願います。	ひとり暮らしの高齢者の割合が高い大阪市においては、認知症の人の早期発見・早期対応は重要と考えており、「(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」に記載のとおり、認知症初期集中支援チームによる認知症の人等への初期の支援により対応してまいります。 また、認知症の人の権利擁護についても重要と考えており、「(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」に記載のとおり、意思決定支援、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止、虐待防止等の取組により対応してまいります。

NO	委員	ご意見等	大阪市の見解等
5	関西委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ P22 介護サービスの受け方の周知を地域包括センター以外でも周知徹底する ・ 苦情トラブル→トラブル管轄苦情所（大阪市福祉局本町）の苦情処理に対する処理の周知と処理対応の返答の可視化 等追記願います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービスの受け方の周知については、多様な情報の提供も関係するので、概要P24本編P134（7）情報が届きにくい高齢者等への情報発信の中で、介護サービス利用に向けた情報提供の充実を追記いたします。 ・ 苦情・通報に対する本市の対応について追記いたします。
6	関西委員	近年小生身近に高齢単身者が多数増えており、介護サービスやボランティア等利用したいが在宅中のトラブルを危惧しサービスを受けずに不自由な生活を余儀なくされる方も多く、また収入がなく年金少額の為生活が貧しくひきこもりがちになりフレイル等引き起こしている高齢者が増加している。金銭面でサポートの仕方等も重要事項であるため今後議題に盛り込むべき内容としてご提案いたします。	単身の高齢者への支援につきましては、第9期計画（素案）P56～59に「（5）ひとり暮らし高齢者への支援」として記載しておりますが、今後、高齢者人口の増加に合わせ、単身の高齢者の増加も見込まれることから、引き続き検討してまいります。
7	中尾委員	第5章「2 認知症施策の推進」令和6年度から、認知症治療において、疾患修飾薬「レカネマブ」が登場する。レカネマブに関しては、市民の関心も高く、レカネマブの登場を踏まえた記載が必要と考える。	認知症基本法の施行を受け、疾患修飾薬を含め、今後様々な認知症治療に関する研究開発が進められる中で、国等から示される新たな治療薬等に係る正しい情報を発信するとともに認知症疾患医療センターを中核とする医療提供体制を通じて良質かつ適切な保健医療サービスの提供につながるよう努める旨、記載してまいります。
8	光山委員	実地指導から運営指導に変わっている場合は文言の変更をお願いします。（変更時期に問題が無ければ無視してください。）	確認し、必要に応じ修正いたします。
9	光山委員	P148 「介護療養型医療施設については、介護老人保健施設への転換」とあるが老健への転換というのは実態が本来あるのか？	介護療養型医療施設から老人保健施設への転換については、2010（平成22）年から2016（平成28）年までに3施設57床の転換実績がございます。
10	光山委員	P127人材確保の具体的な取組がないので次回は盛り込んでほしい。	次回（第10期計画）へのご意見として頂戴いたします。 なお、第9期計画（素案）としては、「（5）福祉・介護人材の確保及び育成」の具体的な取組において、次の取組を記載しているところです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉に関する理解促進やイメージアップの取組（きらめき大賞など） ・ 専門職のスキルアップやモチベーションの向上につながる取組（研修など） ・ 人材のすそ野を拡大する取組（アシスタントワーカーなど） ・ 福祉介護人材が働きやすい職場環境づくり（介護ロボットやICTの導入、ハラスメント対策など）

NO	委員	ご意見等	大阪市の見解等
11	光山委員	<p>・P148「介護老人保健施設」について、下記を参考にしてください。 【介護老人保健施設の理念と役割】全国老人保健施設協会HPから引用 介護老人保健施設は、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。また、家族や地域の人びと・機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。</p> <p>1. 包括的ケアサービス施設 利用者の意思を尊重し、望ましい在宅または施設生活が過ごせるようチームで支援します。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。</p> <p>2. リハビリテーション施設 体力や基本動作能力の獲得、活動や参加の促進、家庭環境の調整など生活機能向上を目的に、集中的な維持期リハビリテーションを行います。</p> <p>3. 在宅復帰施設 脳卒中、廃用症候群、認知症等による個々の状態像に応じて、多職種からなるチームケアを行い、早期の在宅復帰に努めます。</p> <p>4. 在宅生活支援施設 自立した在宅生活が続けられるよう、介護予防に努め、入所や通所・訪問リハビリテーションなどのサービスを提供するとともに、他サービス機関と連携して総合的に支援し、家族の介護負担の軽減に努めます。</p> <p>6. 地域に根ざした施設 家族や地域住民と交流し情報提供を行い、さまざまなケアの相談に対応します。市町村自治体や各種事業者、保健・医療・福祉機関などと連携し、地域と一体となったケアを積極的に担います。また、評価・情報公開を積極的に行い、サービスの向上に努めます。</p>	<p>国の動向等に鑑み、介護老人保健施設の「在宅復帰、在宅生活支援」「リハビリテーションの提供」の重要性について認識しており、委員からいただきましたご意見を参考に修正を検討してまいります。</p>
12	光山委員	<p>今後、介護分野において生産性向上の取組が求められる中、そのような文言がほとんど見られないのは大丈夫ですか？</p>	<p>「（５）福祉・介護人材の確保及び育成」の具体的取組において、介護従事者の負担軽減の取組として、介護ロボットやICTの導入について記載しておりますが、その他に具体的に記載すべき内容がございましたらご助言いただけますと幸いです。</p>